

きびしん『社員応援定期預金』

【2025年10月1日現在】

1. 商品名(愛称)	●きびしん『社員応援定期預金』
2. 販売対象	●当金庫「地域パートナー協定制度」を締結しているお取引先へお勤めの方 ●当金庫で給与をお受取りいただいている個人の方(通帳に「給振」と表示される明細でのお取引実績のある方(3万円以上/月)パート・アルバイト含む)
3. 契約期間	●スーパー定期預金1年もの ●スーパー定期預金2年もの ●スーパー定期預金3年もの ※元金・元利金継続の自動継続扱いに限ります。
4. 預入 ①預入方法 ②預入金額 ③預入単位	●新規の預入、増額扱いの預入に限定 ●500円以上500万円以下(お一人様合計500万円まで) ●1円単位
5. 払戻方法	●満期日以降に一括して払戻しします。
6. 利息 ①適用金利 ②利払方法 ③計算方法	150万円以下 スーパー定期預金 店頭表示金利+0.12% 350万円以下 スーパー定期預金 店頭表示金利+0.10% ●金利の上乗せは、初回満期日まで適用します。 ●自動継続後の新利率は、継続日におけるスーパー定期預金1年もの、2年もの、3年もの店頭表示金利となります。 ●満期日以降に一括してお支払いします。 ●付利単位を1円とし、1年を365日として日割計算とします。
7. 税金	●利息には、20%(国税15%、地方税5%)の税金がかかります。 (ただし、マル優を利用の場合は除きます) ※2013年1月1日から2037年12月31日までの間に支払われる利息には復興特別所得税が追加課税されるため、20.315%(国税15.315%、地方税5%)の税金がかかります。
8. 手数料	●必要ありません。
9. 付加できる特約事項	●マル優の取扱いができます。
10. 中途解約時の取扱い	●満期日前に解約する場合は、スーパー定期預金のお取扱いに準じます。 ●預金規定にもとづき、預入期間に応じた中途解約利率により計算した利息とともに払い戻しいたします。 ●中間払利息が支払われている場合は中途解約利息との差額を精算します。
11. 金利情報の入手方法	●金利は店頭備え付けの金利表示ボードまたは窓口へご照会ください。
12. 苦情処理措置・紛争解決措置	●苦情処理措置 本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店または総務部コンプライアンス統括室(9時~17時、電話:0120-033-062)にお申し出ください。 ●紛争解決措置 岡山弁護士会(電話:086-223-4401)、東京弁護士会(電話:03-3581-0031)、第一東京弁護士会(電話:03-3595-8588)、第二東京弁護士会(03-3581-2249)の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは、当金庫営業日に、上記、総務部コンプライアンス統括室または全国しんきん相談所(9時~17時、電話:03-3517-5825)にお申し出ください。また、お客様から、上記東京の弁護士会(東京三弁護士会)に直接お申出いただくことも可能です。 なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客さまにもご利用いただけます。その際には、①お客様のアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法(現地調停)、②当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法(移管調停)もあります。詳しくは、東京三弁護士会、当金庫総務部コンプライアンス統括室もしくは全国しんきん相談所にお問合わせください。 ※岡山弁護士会は移管調停利用のみ可能です。

13. その他参考となる 事項	<ul style="list-style-type: none">●預入、払戻において、ご本人の確認書類が必要となります。●証書式・通帳式のみでの取扱いとなります。●総合口座での取扱いはできません。《ご注意ください》●元金、元利金継続定期預金に限ります。●預金保険制度の付保対象預金です。預金保険によって元本1,000万円までとその利息が保護の対象となります(当金庫に複数の口座がある場合には、それらの預金元本を合計して1,000万円までとその利息が保護されます)。
--------------------	--

吉備信用金庫

2025-113